



県立小児医療センターの移転・整備に関する要望

さいたま新都心第8-1A街区の整備について、県立小児医療センターとさいたま赤十字病院を移転するとの新たな方針のもと、用地取得の方策や県立小児医療センター整備に向けた取組状況が今定例会で明らかになった。

両病院が連携することで、総合的な周産期母子医療や高度な救命救急医療を提供する拠点が整備されることは、県民からの要望が強い、安心・安全な医療体制の構築を実現するためには歓迎すべきことと考える。

その際、県立小児医療センターの移転に伴う地元住民や関係者への丁寧な説明を行うことや現在地に何らかの機能を残してほしいとの声に真摯に向き合うことは当然であるが、今回の両病院の移転は、あくまで本県全体の医療機能の大幅な拡充をめざす一大事業であり、県民全体から歓迎される事業としなければならない。

そこで、知事におかれては、県立小児医療センターの移転・整備を進めるに当たり、以下の項目に留意するよう強く要望する。

(要望事項)

- 一、 本県における発達障がいの中核拠点となるよう、診療から療育まで一貫して支援する体制を構築すること。また、18歳未満の児童期を対象にするよう対象年齢を拡充すること。
- 一、 患者団体や障がい者団体の意見・要望を聞き、具体的な整備計画を策定すること。
- 一、 一体的に整備するさいたま赤十字病院との連携を十分に図ること。
- 一、 小児がん対策のさらなる充実と専門医の養成、長期にわたる支援体制の確立をめざすこと。
- 一、 岩槻特別支援学校の移転についても万全を期すこと。

平成23年12月22日

以上